

言語社会研究科 博士審査要旨

論文提出者 矢野順子

論文題目 ラオスの国民形成と言語ナショナリズム
——植民地時代から社会主義革命まで（1893－1975年）

論文審査委員 糟谷啓介、浅見靖仁、岩月純一

1. 本論文の内容と構成

本論文は、ラオスがフランスの植民地となつてから、第二次世界大戦後に独立、その後の内戦を経て、社会主義革命によるラオス共和国成立に至るまでの過程における「国民形成」と「言語ナショナリズム」の展開を論じた研究である。歴史的に見て「ラーオ語」の言語的同一性はけっして明確ではなかったが、フランスによる支配からの脱植民地化の過程で「ラーオ語」の存在を確認しようとする動きが生まれる。それとともに、独立国家の主体としての「ラオス国民」とは何であるかとの問いが切実なものとして提出される。本論文では、この二つの問題設定がどのように関係し交錯するのか、とりわけ政治的に対立する王国政府とパテート・ラーオにおいてどのように異なる対応がとられたか、という問題が議論される。

本論文の構成は以下の通りである。なお、節以下の見出しは省略した。

はじめに

0-1 問題意識

0-2 ラーオ語とタイ語

第1章 先行研究と本論考における課題設定

1-1 定義——言語ナショナリズム

1-2 言語とナショナリズム

1-3 ラオス研究史

1-4 本研究の視角

1-5 研究方法と資料

第2章 「ラオス」の誕生—国境の設定とラーオ人の分断

2-1 ラーンサーン王国の反映と分裂

2-2 シャムとフランスの国境交渉—「ラーオ語」の境界設定

2-3 「失地」回復と大タイ主義

2-4 大タイ主義への対応—ラオス刷新運動の展開

2-5 ラーオ・イサラ運動

2-6 ラオス内戦—「30年戦争」と分裂するラーオ語

第3章 フランス植民地時代（1893-1945）

3-1 ラーオ語正書法とタイ語正書法

- 3-2 フランス人による「ラーオ語」認識—言語の序列化
 - 3-3 ラーオ語正書法論議
 - 3-4 語彙の問題—新語と正書法
 - 3-5 国民の言語、国民の文字、ラオス国民
 - 第4章 ラオス王国政府
 - 4-1 ラーオ語標準化へ向けて—ラオス文学委員会の設置
 - 4-2 ラーオ語の「歴史」—「ラーオ語族 Sakun Phasa Lao」の形成
 - 4-3 言語による階層分化
 - 4-4 雑誌『パイ・ナム』
 - 4-5 ラーオ語かタイ語か—否定的同一化
 - 4-6 王国政府の言語ナショナリズム
 - 第5章 パテート・ラーオ—「武器」としてのラーオ語
 - 5-1 パテート・ラーオのラーオ語教育政策
 - 5-2 ラーオ語—唯一の「武器」
 - 5-3 ラーオ語が運んだイデオロギー—道徳（クンソムバット）教科書
 - 5-4 プロパガンダとしてのラーオ語教育
 - 5-5 パテート・ラーオの言語ナショナリズム
 - 第6章 言語ナショナリズムの展開
 - 6-1 フランス植民地時代—植民地支配下の言語ナショナリズム
 - 6-2 王国政府—分裂する言語ナショナリズム
 - 6-3 パテート・ラーオ—革命と言語ナショナリズム
- おわりに
- 主要参考文献

2. 本論文の概要

「はじめに」では、本論文を支える問題意識と視点が示される。また、ラーオ語とタイ語の音韻体系と文字の違いが簡単に説明される。

第一章では、言語とナショナリズムの関係について、カール・ドイッチュ、アンダーソン、ゲルナーなどの所論が検討される。ここで著者は「出版資本主義」の形成により国民概念を説明しようとするアンダーソンには留保を付し、このような見方では、ラーオ語よりもタイ語の出版物が大量に流通していたラオスで、なぜタイ語が国民語の地位に昇らなかったのかを説明することができないとする。著者はここでトンチャイ・ウィニッチャクンのいう「否定的同一化」による国民形成という観点を取り入れ、ラオスの人びとがタイ語との差異を通して、ラーオ語、ラオス国民を表象していたことを指摘する。また、フランス語に関しても、独立後にはその支配の存続に関して強い抵抗が存在した。こうした言語意識は単なる象徴的次元にとどまるものではなく、正書法や語彙のような言語本体にかかわる次元にまで影響を及ぼしていた。こうした視点から、植民地時代、王国政府、パテート・ラーオのそれぞれの時期と陣営における「言語ナショナリ

ム」を検討していく方向が示される。章の最後では、先行研究と史資料の整理がなされるとともに、本論文では言語名に「ラーオ語」、民族名に「ラーオ族」「ラーオ人」、国家名に「ラオス」という日本語表記を用いることが述べられる。

第二章では、ラオスの歴史がまとめられ、19世紀半ばまでラーオ人の諸王国はすべてシャムの支配下にあったこと、1893年にフランス・シャム条約が結ばれたとき、フランス領「ラオス」が誕生したことが示される。つまり、「ラオス」という領域は植民地支配によって作られたものであった。その一方、タイからは、ラーオ人をタイの一部として取り込もうとする「大タイ主義」の動きが見られた。それに対して、フランスはタイの影響の浸透を防ぐために「ラオス刷新運動」を起こし、このなかで1941年に初めてのラーオ語新聞が発刊される。そのなかで、タイに対するラオスの独自性を主張する上での切り札とされたのが、ラーオ語とラーオ文字であった。

第三章では、植民地時代の言語意識のあり方、正書法と語彙に関する議論、ローマ字化をめぐる議論などが論じられる。フランスはラーオ語が永らくタイ語の支配にさらされていたために未発達な言語となっているとする。これに対してフランスはラーオ語を守る「保護者」の役割を自ら任じ、フランスの支配が正当化される。そしてフランスはラーオ語の正書法確立に着手し、ラーオ語をタイ語と異なる「言語」として仕立てようとする。このように、ラーオ語のタイ語からの「独立」という方向は、当初はフランス植民地支配によって仕組まれたものであったが、しだいにフランスの意図を離れて、ラオスの言語ナショナリズムを生み出すようになる。著者はここに植民地支配の逆説を見出している。

第四章では、王国政府による言語政策と教育、雑誌などのメディアの問題が扱われる。ラオス王国は1949年に条件付きの独立が認められた後、1953年のフランス・ラオス友好条約の締結によって完全な独立が達成された。こうしたなかでラーオ語の正書法は、1949年の国王令によって「発音通りに綴る」音韻型方式が定められ、1953年からの文学委員会でも方針として堅持されるが、とくにパーリ語による仏教用語の表記をめぐって語源型の正書法に対する支持は相変わらず強かった。また、独立後はラーオ語の復興と発展が盛んに謳われ、大タイ主義を裏返したようなラオス中心主義の主張さえ見られた。ところが、そうした議論の一方で、映画やラジオなどの影響で、タイ語の影響は社会にますます浸透していった。その一方、王国政府においてはフランス語の支配的地位が引きつづき維持されていた。高等教育は依然としてフランス語によって行われ、フランス語による社会の階層分化さえ危惧される状態であった。著者によれば、王国政府におけるこのような混乱が、ラーオ語による言語ナショナリズムを説くパテート・ラーオの主張が支持される原因のひとつとなった。

第五章では、パテート・ラーオによる教育政策、プロパガンダとしてのラーオ語教育、言語ナショナリズムの鼓舞に関する問題が扱われる。メコン川流域の都市部を支配領域とする王国政府と異なり、山岳地域を支配していたパテート・ラーオにとって、少数民族の統合は重要な課題であった。パテート・ラーオのもとで、ラーオ語はラオスを外圧から守り、「国民・大衆・科学」の三大原則のもとで国民を統合する柱となる。そして、初等教育から高等教育までのすべてのレベルの教授言語をラーオ語とする政策がとられる一方で、タイ語とフランス語の影響を排除したラーオ語の正書法確立がめざされる。著者によれば、解放区での教育が拡大するにつれて、ラー

オ語教育は人びとの間にパテート・ラーオの政治イデオロギーを浸透させ、「ラオス国民」を作り上げていくための「武器」となった。パテート・ラーオの言語ナショナリズムは、王国政府のフランス語重視の態度に不満な知識人をもつ学生の支持を取り込んでいく重要な契機となったのである。

「おわりに」では、(1)ラーオ語とタイ語との地位関係、(2)植民地時代、王国政府、パテート・ラーオにおける言語政策、(3)宗主国言語であるフランス語との関係、(4)パテート・ラーオの国民統合におけるラーオ語の役割、という四つの視点からの簡潔な要約がなされ、論文全体が締めくくられる。

3. 本論文の成果と問題点

本論文の成果は以下の通りである。

第一の成果は、ラオス研究への貢献である。ラオスの言語政策に関する研究はもとより、ラオス研究そのものが、他の東南アジア諸国に関する研究と比べると、質量ともにいまだ十分な蓄積を備えていない。そのひとつの理由は、ラオスは独立後 30 年間にわたる内戦を経験したため、多くの重要な史資料が散逸してしまっていることがある。こうした研究状況のなかで、著者は数度にわたってラオスに留学してラーオ語を習得し、現地で可能なかぎりの研究調査を行った。そして、ラーオ語能力を生かして、関係者からの貴重な聞き取り調査をおこなった。また、日本、アメリカ合衆国、タイ、ベトナム等の図書館、研究機関を訪れ、資料の発掘、収集に努めた。本論文には著者が発掘、発見した多くの資料が生かされており、海外も含めたラオス研究の発展にとって大きな寄与となるにちがいない。

第二の成果は、ラオスの言語政策に関する研究を大きく前進させたことである。著者は、植民地時代から王国政府、パテート・ラーオまでのそれぞれの時代の言語政策の方向付けを整理し、それぞれの特徴を正確に跡づけている。そして、言語イデオロギーの方向付けが、現実の正書法や語彙作成という具体的な問題に結びつく様相を明らかにしている。その際、著者が問題の多様な側面に目配りをしながら議論を進めていることは、特筆すべきである。たとえば、王国政府における代表的な知識人であるマハー・シラーは語源型の正書法を支持しており、先行研究では、マハー・シラーの仏教的背景を理由にこうした態度が保守的伝統主義と評されていた。しかし著者は、マハー・シラーの意図はパーリ語からの借用語をすべてラーオ文字で表記することで、仏教教育を近代化、世俗化しようとする考えと結びついており、ある種の革新的な意図があったと論じている。これはたいへん正確な理解であると思われる。本論文には随所にこうした優れた考察が見られる。

第三の成果は、ラオスの事例にもとづいて、言語ナショナリズムという現象に新たな分析視角をあたえたことである。著者はともすれば曖昧になりやすい「言語ナショナリズム」という概念をさまざまな角度から検討することで、それが言語政策や教育政策のなかでどのような姿となって現れるかを正確に描き出した。とくに、王国政府とパテート・ラーオという政治的に真っ向から対立する陣営の間で、「言語ナショナリズム」の内容がどのように重なり、どのように変異するかを適切に論じている。

このように優れた内容をもつ本論文にも、いくつかの弱点が見られる。

第一の点として、著者はラーオ語がタイ語との距離化をはかることで「言語」としての自立性を獲得したことに注目しているが、そうであれば言語社会学者ハインツ・クロス (Heinz Kloss) の提唱した *Ausbau* 概念とそれに基づく研究成果をもっと利用してもよかったのではないかと思われる。本論文でもクロスの研究には言及されているが、十分な議論がつくされているとはいえない。本論文にしたがえば、ラオスの「言語ナショナリズム」においては文字の占める役割が大きく、ほとんど「文字ナショナリズム」と言ってもいいほどである。*Ausbau* 概念による研究成果をさらに参照していたならば、他言語との距離化において文字の果たす役割について、より包括的な議論ができたにちがいない。

第二は、言語の標準化、規範化の際にはかならず提出されるさまざまな議論が、ラオスではそれほど現れないのはなぜかという点についての理由が、十分に提示されていない。たとえば、音声面での標準をどうするか、発音と正書法のずれをどのように整えるか、ラーオ語の言語的中心はどこに定められるか、書きことばと話しことばの関係をどうとらえるか等々の問題である。しかし、この点は資料の不足という決定的な難点があるので、以上の点を本論文の欠点として指摘するのは酷かもしれない。

第三には、もしタイ語と距離化をはかりたかったのなら、なぜパテート・ラーオはベトナムの先例を踏襲してローマ字化を採用しなかったのか、もし少数民族の統合を図ろうとしたならラーオ語よりローマ字の方が有利だったはずではないか、という疑問に対して、十分な答えが示されているとはいえない。しかし、この点についても上の点と同様に資料の不足の問題があり、決定的な議論ができないことは理解できる。上の点も含めて、さらなる研究の進展を期待したい。

以上の問題点があるにもかかわらず、本論文はラオス研究として優れた業績であることに変わりはない。現時点でできるかぎりの資料の探索、調査を経てなすとげられた本論文は、現在のラオス研究の最先端に位置づけられるものである。また本論文の学術論文としての優れた分析と叙述は、著者が研究者として優れた能力をもつことを証明している。本論文を土台にして、著者がさらに研究を発展させることを願ってやまない。

4. 結論

以上の審査結果に鑑み、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第8条1項の規定により一橋大学博士(学術)の学位を受けるに値するものと判断する。

最終試験結果要旨

平成21年11月11日

受験者 矢野順子
最終試験委員 糟谷啓介 浅見靖仁 岩月純一

平成21年11月2日、学位請求論文提出者 矢野順子 氏の論文および関連分野について、本学学位規則第8条第1項に定める最終試験を行なった。本試験において、審査員が提出論文「ラオスの国民形成と言語ナショナリズム——植民地時代から社会主義革命まで（1893－1975年）」に関する疑問点について逐一説明を求め、あわせて関連分野についても説明を求めたのに対し、矢野順子 氏はいずれも十分かつ適切な説明を与えた。

よって審査員一同は、矢野順子 氏が学位を授与されるに必要な研究業績および学力を有することを認定し、最終試験での合格を判定した。